

板橋区改良住宅駐車場の管理に関する要綱

平成26年3月24日

区 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区改良住宅条例第31条の規定に基づき、改良住宅の共同施設として設置した駐車場の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 東京都板橋区改良住宅条例（平成15年板橋区条例第40号）をいう
- (2) 規則 東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成16年板橋区規則第14号）をいう
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車をいう
- (4) 駐車場の用 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管法」という。）第2条第3項に規定する保管場所として利用することをいう
- (5) 住宅使用料等 条例第9条に規定する改良住宅の使用料及び条例第15条に規定する共益費をいう

2 前項に掲げるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例及び規則の例による。

(保管可能な自動車)

第3条 駐車場に保管できる自動車は、車両法第3条に規定するもののうち、普通自動車、小型自動車又は軽自動車とし、次に掲げる各号のすべてに該当し、自動車登録番号等を区長に届け出た自動車のみとする。

- (1) 自動車の規格が、別に定める基準の範囲内であること
- (2) 違法な車両改造等を施していない自動車であること
- (3) その他駐車場の利用に支障のない自動車であること

(駐車場の利用)

第4条 駐車場の利用とは、条例第33条に規定する者（以下「利用資格者」という。）が所有又はこれに準ずる自動車を自ら利用し、駐車場の用に供することをいう。

2 前項で規定する所有に準ずる自動車とは、自動車検査証の所有者名が利用資格者の名義ではなく、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 自動車を購入するに当たり当該費用を分割払いとしたため、当該自動車の所有者が自動車販売会社又は信販会社等になっている自動車
- (2) 自動車の譲渡又は中古自動車の購入等の理由により、名義変更等の手続が完了して

いない自動車

(3)利用資格者の経営する（役員を含む。）会社の所有する自動車

(4)通勤その他の事由により、専ら利用資格者が主に使用する、利用資格者の勤務先が所有する自動車

(5)その他、区長が特別な事情であると認めた自動車

3 第1項で規定する自ら利用するとは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)利用資格者が、自ら車両法第2条第5項に規定する運行の用に供する場合

(2)利用資格者が第7条各号の規定に該当する者で、前号の規定による運行の用に供することができない場合において、区長が必要であると認めた場合

4 規則第35条の2第2項の規定による特例（以下「特例」という。）により利用の申込みができる駐車場は次のとおりとし、利用期間は、第1項に規定する者の駐車場利用期間が一斉に終了する日までとする。ただし、特例により駐車場の利用の許可を受けている者は、その利用期間において、区長が第1項に規定する者の利用に供するために当該駐車場の明渡しの請求をしたときは、当該請求を受けた日から3ヶ月以内に、当該駐車場を明け渡さなければならない。

(1) かみちょう住宅二号館駐車場 第1区画

(2) かみちょう住宅二号館駐車場 第2区画

(3) かみちょう住宅二号館駐車場 第4区画

(4) かみちょう住宅二号館駐車場 第5区画

（利用申込みに必要な書類）

第5条 規則第36条第4項の規定による区長が必要と認める書類とは、保管する自動車の自動車検査証の写し及び運転免許証の写しをいう。

2 前項で規定するもののほか、駐車場を利用しようとする者（以下「申込者」という。）が未成年の場合には当該住宅使用者の同意書を必要とし、特例を受ける者が未成年の場合、親権者の同意書を必要とする。ただし、特例を受ける者が婚姻をしている場合は、この限りでない。

3 前2項で規定するもののほか、申込者が前条第2項各号のいずれかに該当する自動車を利用しようとする場合には、別表1に定める書類を提出しなければならない。

4 利用の申込み時点において現に自動車を所有又は利用していない者は、区長が指定する日までに改良住宅駐車場利用申込みに関する誓約書（別記第1号様式）の提出によってこれらに代えることができる。

5 区長は、前項の規定により改良住宅駐車場利用申込みに関する誓約書を提出した者が、区長が指定する日までに当該誓約を履行しない場合又は利用申込みに必要な書類の提出により審査した結果、第3条及び第4条の規定に該当しない場合には、利用予定者の

決定を取り消すものとする。

(利用予定者決定の取消し)

第6条 区長は、条例第36条第2項の規定において準用する条例第8条第4項の規定及び前条第5項の規定により利用予定者決定の取消しを行う場合には、改良住宅駐車場利用予定者決定取消通知書（別記第3号様式）によりこれを通知する。

(抽選の例外)

第7条 規則第37条第2項第2号の規定による区長が別に定める者（以下「身体障がい者等」という。）とは申込者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項及び第4項に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が別表2に定める程度であるとき
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項及び第2項に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が別表2に定める程度であるとき
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項及び第2項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が別表2に定める程度であるとき
- (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第5条第1項及び第2項に基づく愛の手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が別表2に定める程度であるとき

2 規則第37条第2項第2号の規定に基づく申込みをした者の数が、利用を許可すべき駐車場の設置台数を超えるときは、区長は、障がいの程度等を考慮し利用の許可の優先順位を決定することとし、同順位者がいるときは、抽選とすることができる。

3 規則第37条第2項第3号の規定に基づく申込みがあったときは、申込みの順序に従って駐車場の利用予定者として決定する。この場合において、同時に2以上の申込みがあるときは、抽選により申込みの順序を定めてこれを受け付けることができる。

(利用区画)

第8条 条例第34条第2項ただし書の規定による区長が1世帯1区画を超えて駐車場の利用を認める特別な事情とは、駐車場の利用者の数が利用を許可すべき駐車場の区画数に満たない場合とする。

2 前項の規定にかかわらず、特例を受ける者は、2区画以上の駐車場の利用の許可を受けることができない。

3 区長は、前項の規定により2区画以上の駐車場の利用を認めた場合において、当該利

用許可期間が終了し、再度利用許可をする場合、再び2区画以上の駐車場を利用することを保証しない。

- 4 前2項の規定により2区画以上の駐車場の利用許可を受けた者は、改良住宅駐車場利用に関する誓約書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

（区画の割当て）

第9条 駐車場の区画は、抽選その他の公正な方法により各利用予定者に対して割り当てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、身体障がい者等に該当する利用予定者に対して他の利用予定者に優先して希望する区画を割り当てることができる。

（利用料の減免等）

第10条 区長が、規則第42条第1項の規定において利用料の減免をすることができる車いす使用者等とは、第7条に規定する身体障がい者等をいう。

- 2 区長が、規則第42条第2項の規定において利用料の徴収を猶予することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 利用者が地震、暴風雨、洪水、火災等の災害による被害を受けたとき
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由によらないで引き続き10日以上駐車場の全部又は一部を使用することができないとき

（届出事項）

第11条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、改良住宅駐車場保管自動車登録事項変更届（別記第5号様式）により区長に届け出なければならない。

- (1) 駐車場に保管する自動車を変更したとき
- (2) 婚姻その他の理由によりその氏名を変更したとき

（工作物等の設置）

第12条 駐車場には工作物等の設置は認めない。ただし、利用者が身体障がい者等で、駐車場を利用する場合においてその障がいの特性上やむを得ず、かつ、駐車場の維持管理又は利用に支障がないと区長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により駐車場に工作物等を設置しようとする利用者は、改良住宅駐車場工作物等設置申請書（別記第6号様式）により区長に許可を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により駐車場への工作物等の設置を許可するときは、改良住宅駐車場工作物等設置許可書（別記第7号様式）によりこれを通知する。
- 4 前項の規定により駐車場工作物等設置許可を受けた利用者は、当該駐車場の利用許可期間が終期となったとき又は当該駐車場を返還することとなったときは、自己の費用で

これを撤去して原形に復さなければならない。

(利用者の変更)

第 13 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該利用者と同居していた者が引き続き駐車場の利用を希望するときは、区長の許可を受けなければならない。この場合において、その利用期間は、当該利用者に許可した利用期間の残存期間とする。

- (1) 利用者が死亡し、又は退去したとき
- (2) 利用者が保管している自動車を利用しなくなったとき
- 2 前項の規定にかかわらず、特例により駐車場の利用の許可を受けている者は、利用者の変更をできないこととする。
- 3 第 1 項の規定により利用者の変更をしようとする場合は、改良住宅駐車場利用者変更申請書（別記第 8 号様式）により、区長に申請しなければならない。
- 4 区長は、第 1 項及び前項の規定により許可する場合には、改良住宅駐車場利用者変更許可書（別記第 9 号様式）により通知するものとする。

(駐車場利用の証明)

第 14 条 区長は、利用予定者又は利用者（以下「申請者」という。）が保管法第 4 条第 1 項の規定に基づく申請、届出等を行う場合において必要があると認めるときは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）第 1 条第 2 項各号に規定する必要な書面（以下「承諾証明書等」という。）を発行するものとする。

- 2 区長は、前項の規定において申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを行わない。
 - (1) 住宅使用料等又は利用料を滞納しているとき
 - (2) 承諾証明書等を不正に使用するおそれがあるとき
 - (3) 駐車場の利用許可を取り消され、又は明渡請求をされているとき
 - (4) その他区長が発行する必要があるないと認めたとき

(明渡請求の期限後の利用料)

第 15 条 区長は、明渡請求を行った者に対して、当該請求の翌日から起算して当該駐車場の明渡しが完了する日までの期間については、毎月 2 月分の利用料相当額を徴収するものとする。

(保管自動車等の撤去)

第 16 条 区長は、条例第 39 条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車を撤去し、駐車場の明渡請求をすることができる。

- (1) 利用許可期間が終期となった後も引き続き当該駐車場を利用している場合
- (2) 駐車場返還日後も引き続き当該駐車場を利用している場合
- (3) 利用許可を取り消された後も引き続き当該駐車場を利用している場合
- (4) 利用許可なく駐車場を利用している場合

(撤去した保管自動車等の保管)

第 17 条 区長は、前条の規定により撤去した保管自動車等を、当該駐車場を設置している改良住宅の敷地の一部で管理上支障のない場所に保管することができる。

(損害賠償請求)

第 18 条 区長は、前 2 条の規定により保管自動車等の撤去及び保管を行った場合において、その原因者から保管自動車等の撤去及び保管のために要した費用を徴収することができる。

(免責事項)

第 19 条 区長は、改良住宅駐車場において盗難、自動車事故等によって生じた損害、台風、地震等の天変地異によって生じた損害及びその他駐車場の利用停止又は利用許可の取消しによって生じた損害について、一切その責めは負わない。

(不法駐車)

第 20 条 利用者は、利用許可を受けた区画以外の場所を駐車場の用に供してはならない。
2 改良住宅入居者は、駐車場以外の場所を駐車場の用に供すること若しくは保管法第 2 条第 5 項に規定する駐車（以下「駐車」という。）をしてはならない。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りではない。

(駐車の特例)

第 21 条 前条第 2 項ただし書で規定する区長が必要と認める場合とは次の各号に掲げるいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 介護訪問等、入居者の福祉に関わる自動車が駐車する場合
- (2) その他区長が特別な事情であると認めた場合

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、板橋区改良住宅駐車場に関する事務取扱要領（平成 16 年 1 月区長決定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。